

日本共産党熊本市議団の山部洋史です。

震災発災から5カ月以上が経ちました。先日、市内最後の避難所が閉鎖され、災害対策本部も解散されるなど、熊本地震に注がれる目には、事態がすこしずつ落ち着いてきているかのように映るのではないのでしょうか。しかし一方で、とりわけ被災者の生活再建という点では、その取り組みは、やっと緒に就いたばかり、という感が否めません。

本日は、今回示された復興計画（案）のなかから、被災者の生活再建に向けた取り組み、分けても住まいの確保についてお尋ねします。

大変だった避難所生活を経て、6月下旬より順次完成したプレハブ仮設住宅へと入居が始まっています。

日本共産党では、いま仮設で生活されている被災者が、安心して暮らせる住環境になっているか、健康上の問題はないのか、更には、仮設入居の期限である2年後のくらしの見通しが立っているのか、などについて聞き取り調査を行っています。

過酷だった避難所生活にくらべたら仮設に暮らせるだけでもありがたいとおっしゃる方がいる一方で、住宅の間取りや仕様、および住環境についてなど、たくさんの要望が寄せられ、まだまだ行政の支援が必要なところが残っていることを痛感しました。

聞き取り調査は仮設の全世帯訪問をめざし、取り組んでいます。私は、先週9月18日に、城南工業団地での聞き取り調査に参加しました。

15組で手分けして訪問したのですが、ある組が訪問した一人住まいの70代女性宅でのことです。促されてドアを開けるやいなや、その女性が「実は、2日前からめまいがひどくて、食事も摂れていない。助けを呼びたくても、電話は引いていないし、携帯も持っておらずできなかった。すぐに救急車を呼んでほしい」と訴えたのです。訪問した男性があわてて救急車をよぶという事態になりました。念のためにその女性に連絡先を伝えていた男性のもとには、その後も

入院についての相談があったそうです。

仮設団地に入居して、2カ月弱。知り合いもおらず、具合が悪くてもお隣にそのことを相談するコミュニケーションも持てないでいたのです。

阪神淡路大震災、そして東日本大震災でも仮設住宅、復興公営住宅での「孤立」「孤独死」が問題になっています。発災から21年になる阪神淡路大震災での「孤独死」はこれまでに1,130人に及びました。昨年だけでも33人が「孤独死」しています。仮設住宅に取り残される被災者の孤独感・孤立感はいへん深刻です。私たちの聞き取り調査でも、東区の秋津、東町の仮設団地では半数ほどの方が「知り合いが一人もいないので心細い」と答えられていました。

仮設入居までに避難所を転々とし、何度も絆とコミュニティを分断されてきた被災者にはきめ細やかな対応が必要です。

いただいた別冊資料で、訪問調査の状況を見ると、仮設住宅全496戸のうち、聞き取りができたのが、347戸。いまだ全ての聞き取りを終えていない状況ですが、その調査のなかで日常生活支援世帯59戸、日常生活・住まい再建支援世帯が30戸ということで、生活支援が必要な世帯は89世帯、全体の4分の1を占めます。決して少ない数字ではありません。

そこでお尋ねします。

①

こうした仮設での世帯状況の把握は急務だとおもわれますが、いつまでに聞き取りを完了される予定でしょうか。また、聞き取り調査後、それぞれの世帯の状況に応じた支援、見守り等が必要になってきますが、どのような体制で、行う予定でしょうか。

②

また、市議団の仮設住宅改善の申し入れの中で、団地集会所の管理運営と見守り活動、集会所を使ったサロン等の開催を市社協にお願いし、全団地で実施するとうかがいました。いつから、そしてどのように実施されるのかお聞かせください

③

先ほど述べた救急車で搬送された女性は、2日前から具合が悪かったと語っており、その間誰とも接触できていなかったと思われます。

また、女性は固定電話も携帯電話もなく、自らは異常を発信できない状況で

した。こういう世帯に対しては、福祉電話の貸与、または急病などの緊急時にボタン一つで消防署に通報できる装置の設置などが必要ではないでしょうか。連絡手段を持たない世帯への対応についてお聞かせください。

以上、3点政策局長にお尋ねします。

(答弁)

①

仮設住宅における世帯状況の把握についてお答えする。

1点目の仮設住宅等の訪問調査については、市民病院の看護師により、7月初旬からプレハブの応急仮設住宅を全戸訪問調査している。また、9月からは看護師の増員を図り、みなし仮設住宅長の調査を始めたところ。10月末までに全戸訪問を行う予定である。

支援体制については、訪問調査の結果を踏まえ、関係各課・期間と連携のうえ、被災者の課題に応じた個別支援プランを策定し、訪問による見守り・安否確認や健康相談なども含め、被災者に寄りそった支援に取り組むこととしている。

②

次に2点目の仮設住宅の集会所等の管理については、9月から市社会福祉協議会に委託している。現時点においては、8団地のうち4団地で集会所が完成しており、そこに社協の相談員が1名常駐し、見守り活動等を行っており、順次サロン等を開催することとしている。

また、入居者に対して、平日の時間外及び休日については、緊急連絡先を周知しており、職員への連絡体制も整えている。

③

次に、3点目の連絡手段を持たない世帯への対応については、保健福祉部門と連携し、緊急通報装置の設置等についても対応してまいりたい。

(返し)

訪問聞き取り調査は、来月末までに全戸訪問を完了予定とのことでした。

また、社協への運営委託もすでに行われており、集会所には相談員が常駐しているとのことでした。相談したいときに常に話せる相手がいるというのは、

住民にとってもすごく安心だと思います。

緊急通報装置については、既に救急搬送の事案も発生しておりますので、速やかな対応をお願いいたします。

続いて団地内での自治組織立ち上げについてお尋ねします。

先日、ある団体が市内の仮設団地で炊き出し支援をするために市に申し込んだところ、断られたということでした。それまで、甲佐町の仮設団地では炊き出しとともに生活相談なども行い、大変喜んでいただいたということで、熊本市でもぜひ、と思っていたので断られたのは意外だったそうです。

市に確認したところ、炊き出しなどの支援は「自治組織および各NPO、ボランティア団体、熊本市社会福祉協議会等と協議しながら、実施内容や係わり方について調整する」とのガイドラインに沿って行うもので、まだ自治組織が立ち上がっていない団地では、支援活動を待ってもらっているとのことでした。

④

仮設団地でのコミュニティの形成には自治組織の存在が不可欠です。今現在、自治組織が形成されている団地はいくつあるのでしょうか。また、未組織の団地への組織立ち上げの援助、また立ち上げ後の運営の支援については、どのようなことを考えておられるのでしょうか。

⑤

大災害の場合には、どの仮設施設でもボランティアが大切な役割を果たしています。熊本市でも、仮設に対するボランティアの支援活動については柔軟な対応をすべきではないでしょうか。

以上、政策局長にお尋ねします。

(答弁)

④

現時点における自治組織が形成されている団地数については、8団地中、5団地に設立されている。

また、未組織団地の立ち上げの援助を行い、その後の運営支援については、地域の事情に詳しいかっくのまちづくり部門が積極的に仮設住宅に入って、住民と共に自治組織の設立に向けた準備を進めているところである。

自治組織設立運営後の運営支援に関しては、区役所はじめ本庁の関係部署との連携を図りながら、住民主導の組織運営がなされるようバックアップしてまいる。

⑤

仮設団地でのボランティアの受け入れは、その判断を主体的に行っていたべく自治組織が設立される時期を考えていたものである。

このことから、仮設住宅団地での受け入れ環境が整い次第、各団体へご連絡している。

議員が述べられたとおり、今回の熊本地震においてもボランティア活動が果たされた役割は、大変大きいものであったと認識しており、仮設住宅団地におけるボランティアの支援活動が活発に行われるよう自治組織に繋げていきたい。

(返し)

3つの団地で自治会が未組織とのことでした。設立の準備と共に、その後の組織運営についても十分な支援をお願いします。

避難所では、個々が各々の思いで行動されたこともあり、情報共有や連携がうまくいかず、避難所運営が混乱した、ということも往々にしてありました。そういう意味でも、適切な運営がなされるような目配せも必要ではないでしょうか。

次の質問に移ります。

これまでの聞き取りを基に、要望を東区、城南町、富合町の団地ごとにまとめて先日、市へ申し入れをいたしました。

地域ごとに要望は様々ですが、共通しているのはまずは狭い、ということでした。例としては、

- ・足腰の悪い高齢者にはベッドが必要だが、部屋は布団を敷くだけで精いっぱい。
 - ・家財道具を置くスペースがない。
 - ・独自にコンテナを借りているが、リース料を援助してもらえないだろうか。
- などの要望がありました。その他については、

- ・玄関のひさしが短く、雨が降りこむので対策を取ってほしい。
- ・集会所の整備を急いでほしい。
- ・2年後の計画が立たない。家を建て直せばいいが、見通しがない。
などの要望が寄せられました。

これらに対し、市のほうからは、仮設住宅の基準は県によって定められているので、改善がはかれるよう市からも要望したいとの回答がありました。

⑥

ただ、仮設の財源は、国および県となっているため、ともすると国、県にお任せになり、市独自に住民の要望に応えることに消極的になりはしないかという懸念もあります。具体的に住民から出された要望は県にどんどんあげると同時に、県でやれないというものがあれば、市が独自でやるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

以上、市長にお尋ねします。

(答弁)

⑥

プレハブ住宅にお住いの方からの要望に対する対応についてお答えします。

プレハブ住宅については、熊本県からの事務委任を受け、これまで県都の協議を行いながら、建設してきたものであり現在、約 500 世帯の方々が震災からの新たな生活を始めたところです。

今後、生活再建に向け、住民の方々に寄りそった支援を行っていくこととしており、その中で出された要望・意見については、国・県と協議のうえ、可能な限り対応してまいります。

(返し)

国、県と協議したうえで「可能な限り」対応する、とのお答えでありましたが、市が独自でやるかどうかは、言及がありませんでした。

これは生活再建支援への取組みの全般にいえることですが、要は、国、県で対処してもらえないこと、また、現行制度で支援できないところに、市としてどう踏み込んでいくかが問われていると思います。

これまでも一部損壊世帯の支援であれ、宅地、液状化の被害であれ、その支援については繰り返し要望されてきました。

そうした切実な要望に対しては、待ちの姿勢ではなく、市が独自に支援制度を創設する、そういう気概を国に示すことで、国からもあらたな支援を引き出すことが出来るのではないのでしょうか。また、市民もまた、そういう姿勢をみせて欲しいとのぞんでいると思います。

⑦

また、要望では、2年後の住まいの確保が見通せないという声も上がっています。今回の復興計画（案）のなかでも、「恒久的な住まいの確保支援」の項目で「災害公営住宅の提供」が言及されています。

実際東日本大震災では、発災から5年を経た今でも、プレハブ仮設住宅に住まわざるを得ない人たちがいます。プレハブ仮設がいまだ多く残っているところと、災害公営住宅の整備の遅れているところは相関関係にあり、こうした整備の遅れが、仮設生活からの脱却を阻んでいることがわかります。

仮設住宅の入居期限の2年後を踏まえ、災害公営住宅の提供については、どのようなスケジュールで進められる予定ですか。

以上、市長にお尋ねします。

（答弁）

⑦

災害公営住宅についてお答えする。

今後、被災された方が、一日も早く安心して自立的な生活が営まれるよう、生活の基礎となる住宅の確保に向けた支援を行っていくが、自力での再建が困難となる方に対しては、恒久的な住宅として災害公営住宅の提供が必要と考えている。

現在、提供が必要な方の需要の把握に努めているところであり、今後、国と協議しながら、早期の整備に向けて取り組んでまいりたい。

（返し）

現在、住宅の需要の把握に努めている、とのお答えでした。

災害公営住宅には画一的ではない、入居者の実態と要求に基づいた整備が必

要です。

阪神・淡路大震災では、兵庫県が入居者の要望に応じて、県内 74 団地の災害公営住宅に、3,905 戸の高齢者ケア付き住宅を整備しました。一方、東日本大震災の災害公営住宅では、玄関の鉄のドアが重く開けにくく、部屋に閉じこもりがちになる弊害があり、改善が求められる事案が発生しています。

こういったことから住宅の提供にあたっては、丹念な要望の把握を行ってください。一方で、プレハブ仮設の供与期限の 2 年間のこともありますので、その整備についてはスピード感をもって取り組んでいただきたいと思います。

続いて、みなし仮設入居者の支援についてお尋ねします。

資料を見ましてもみなし仮設に入居している世帯は、9 月 12 日現在で 5219 戸ということで、全体の 8 割以上を占める数にのぼっています。

同じような境遇の人たちが一緒に暮らす仮設団地とは違い、世帯単体で入居することから、行政からの情報をご近所同士で共有することもできず、支援の手のひらからこぼれかねません。

また、これは市営住宅に入居された被災者のはなしですが、他の住民から「避難所でただで食事をもらって、支援金や義援金ももらって、いい身分だ」などという偏見にさらされてとても傷ついたという方もいました。同様に、みなし仮設でも、こうした無理解から心を閉ざし、地域、アパートやマンションなどで孤立するケースがあるのではないのでしょうか。

⑧

みなし仮設の入居者に関しては、地域住民との結びつきをつくる支援などきめ細やかでデリケートな対応が必要です。また、5,000 カ所以上に点在していることを考えると人員の体制も相応に必要になってくると思います。

みなし仮設については、まずは第 1 次聞き取りの速やかな実施による要望の把握を早急に行うこと。そして、被災者一人一人の状況に応じた、よりきめ細やかな対応が求められます。市として、どんな手立てをお考えですか。

以上、政策局長にお尋ねします。

(答弁)

⑧

みなし仮設入居者の現状把握については、今月から市民病院の看護師 40 名を

2名1班の20班体制で、1日当たり160件程度の訪問調査を行っている。みなし仮設は、9月12日時点で5,219戸提供しており、入居者の一時聞き取りは10月未完了を目指しているところ。

先ほども申し上げたとおり、個々の訪問調査を基に、今後、被災者の課題に応じた被災世帯ごとの個別プランを策定し、みなし仮設入居者の孤立防止のために訪問による見守り・安否確認や健康相談のほか、就労支援なども含めた総合的かつ被災者に寄りそった支援を進めることとしている。

(返し)

みなし仮設も第1次聞き取りを10月末までに完了させ、個別の支援プランを策定することでした。「孤立化」を防ぐためにも、地域との結びつきの構築、メンタル面での支援を、特に力を入れてあたって頂きたいと思います。

仮設住宅での「孤立」「孤独死」は阪神・淡路、東日本大震災でも繰り返されてきた痛ましい事態であり、それを防止する取り組みは、本市にとって経験のない、これからの取組みになります。

被災者、一人ひとりに寄りそった丁寧な支援を行っていただきますよう、重ねて要望しまして、私の質疑とさせていただきます。